

件名	職員のサービスの宣誓に関する条例及び愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>会計年度任用職員制度の導入に伴う、サービスの宣誓及び給料の支給対象となる職員の補償基礎額（※）についての改正</p> <p>※フルタイム会計年度任用職員は、常勤職員と同様に給料の支給対象であることから、補償基礎額について必要な規定を新たに整備。</p> <p>（改正前：給料の支給対象者に係る補償基礎額の定めなし）</p> <p>【改正条例】</p> <p>① 職員のサービスの宣誓に関する条例</p> <p>② 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <p>① 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができることとする規定を追加。（第2条）</p> <p>② 給料を支給されることになる職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を追加（第5条）</p> <p>【経過措置】 ※②関係</p> <p>改正後の規定は、改正条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。（「愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用を受ける者で、改正条例の施行日より前に給料の支給対象となっている者はいないため。）</p> <p>【参考事項】 ※①関係</p> <p>新たに職員となった者は、任命権者又はその指定する上級公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならない。（第2条）</p> <p>※別段の定め例：翌年度に同一の職員について再度の任用を行った場合に、先の任用の際に行った宣誓をもって、これを行ったものとみなす 等</p>
施行日	令和2年4月1日
	【その他参考事項】